

4. 特定事業

1) 移動等円滑化に関する主な基準等

バリアフリー法では、各施設設置管理者等はバリアフリー法に基づく各移動等円滑化基準やガイドライン、東京都福祉のまちづくり条例等、地方公共団体が定める記載事項の内容に基づき、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、特定事業等の実施にあたっては、これらの基準等を踏まえ、取り組みを進めていくことが基本となります。

■移動等円滑化に関する主な基準・ガイドライン

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 30 年 9 月改正)
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 (道路移動等円滑化基準)	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月 (平成 24 年 3 月改正)
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月 (平成 30 年 11 月改正)
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
	駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月 (平成 30 年 3 月改正)
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月 (平成 30 年 3 月改正)
		公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン	国土交通省 平成 30 年 5 月
	道 路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月 (平成 29 年 3 月改正)

■都・区の条例、規則他

種別	項目	名称	所管など/作成年月
条例・その他	公共交通 ・道路・公園 ・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例 ・同施行規則・施設整備マニュアル（平成 26 年版）	東京都 平成 7 年 3 月 （平成 21 年 3 月改正） 施行規則：平成 8 年 6 月 （平成 31 年 4 月改正）
	道 路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例・同施行規則	東京都 平成 24 年 12 月
		豊島区が管理する特別区道の構造の技術的基準等を定める条例 ・豊島区移動等円滑化のために必要な特別区道の構造に関する基準を定める規則	豊島区 平成 25 年 3 月
	公 園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
		豊島区移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例・同施行細則	豊島区 平成 25 年 3 月
	建 築 物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 平成 18 年 12 月
		豊島区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則	豊島区 平成 12 年 6 月 （平成 27 年 6 月改正）
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	駐 車 場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成 19 年 2 月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成 25 年 8 月
	その他	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例	東京都 平成 30 年 10 月
		豊島区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	豊島区 平成 28 年 5 月

2) 移動等円滑化の考え方

旧基本構想では、地区の課題を踏まえてより効率的・効果的な整備を実現するため、複数の事業者が連携して取り組む事項として「基本整備方針」を定め、全ての事業者で共有しました。それぞれの整備実施の際には、「基本整備方針」の考え方に則り、連続性・整合性の高い整備を実施することとして、特定事業を推進してきました。

本基本構想の検討にあたり、住民部会で整理した課題を従来の「基本整備方針」に反映し、さらにソフト対策や人的対応・心のバリアフリーの取り組みも含め、バリアフリー化に向けて事業者が留意すべき事項や連携して取り組むべき事項を再整理し、「移動等円滑化の考え方」として取りまとめました。

バリアフリー化の推進に向けては、視覚障害者誘導用ブロックやサイン整備のように多くの事業者に共通する内容と、事業種類別に固有の内容があると考えられます。そこで、以下の項目別に留意すべき事項を整理し、各事業者で共有を図りました。

各事業者は下表に基づき、該当する項目について確認し、留意事項を踏まえた特定事業の設定に向けて検討を行いました。

■移動等円滑化の考え方 特定事業種類別対応表

項目		該当する特定事業種類					
多くの事業者 に共通する事項	視覚障害者 誘導用 ブロック	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	サイン等の 案内整備	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	聴覚障害者 対応	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	垂直移動 設備	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	トイレ	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	駐輪・喫煙 ・障害物	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	非常時対応	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	人的対応・ 心のバリア フリー	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
事業種類 別に固有の事項	公共交通	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	道路・ 交通安全	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	都市公園	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
	路外駐車場 ・建築物	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物

次に示す移動等円滑化の考え方には、住民部会等の意見などを反映しており、各移動等円滑化ガイドラインや、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル等には記載のない事項も含まれています。

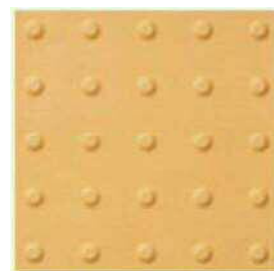
(1) 多くの事業者に通ずる事項

■視覚障害者誘導用ブロック

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
視覚障害者 誘導用 ブロック	基本的な仕様	・ 形状・寸法：JIS T9251 規格に合わせたものとする。 ・ 材質：十分な強度を持ち、滑りにくいものとする。（鋳タイプは避ける） ・ 色彩：公共的通路では、黄色を原則とする。 ただし、周辺の床材・舗装との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、黄色以外でも可とする。				
		敷設方法・留意事項				
		事業者間の連携				
		当事者意見を踏まえて検討				



道路と施設出入口のブロックを連続させた例



JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックのイメージ

■サイン等の案内誘導

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
サイン等の案内誘導	・【駅・通路・駅前広場・駅周辺道路】池袋ターミナル案内サインガイドライン(2018年5月改定)に従い、案内サインを整備・運用・管理する。 ・豊島区案内誘導サインガイドライン(2019年5月策定予定)に従い、案内誘導サインを整備・運用・管理する。 ・JIS規格に定められたピクトグラムまたは標準案内図記号を基本とし、駅や施設内のバリアフリー経路やバリアフリー設備等についてわかりやすく案内を表示する。 ・文字が読み取りにくい配色を使わない、隣り合う色との明度差を確保する、色の違いのみでしか判断できない情報としないなど、カラーユニバーサルデザインに配慮する。 ・利用者の動線に合わせてわかりやすい位置・高さ・文字の大きさで情報提供し、光の反射などで情報が読み取りにくくならないように留意する。 ・下記について、各施設の利用状況に応じた音声・音響案内を充実させる。一方で、音情報が過多にならない、干渉しないように留意する。 →改札口、主要な出入口（駅・施設）、トイレ、エレベーター、エスカレーター ・必要に応じてバリアフリー情報をまとめたパンフレットやマップを作成するなど、適切に情報提供することが望ましい。					
基本的な事項	・【駅・通路】主要改札前～分岐点～出入口エレベーターまでのバリアフリー案内の連続性とわかりやすさを確保する。 ・【駅周辺道路・駅前広場】近くの歩道等からエレベーターのある駅出入口の案内がわかりやすいように留意する。 ・サイン等の案内誘導は、当事者の意見を反映した継続的な改善を図ることが望ましい。					
個別の整備・留意事項	・【駅】複数の改札口が隣接する箇所（池袋駅中央通路等）では、他事業者と混同しない音声案内の方法を検討する。（豊島区・鉄道事業者） ・【駅・通路】池袋駅から屋外への移動について、民間商業施設内のエレベーター利用も想定し、利用可能時間や動線について、鉄道事業者と民間商業施設が連携してわかりやすい案内となるよう留意する。 ・新たに重要な施設やエレベーター等が整備された場合は、状況に合わせて情報を更新する。 ・生活関連経路内にあるエレベーターへの案内誘導を充実させる。 ：サンシャインシティエレベーター、ライズシティエレベーター等					
事業者間の連携						



音声案内付き触知案内図



運転時間を示したエレベーター



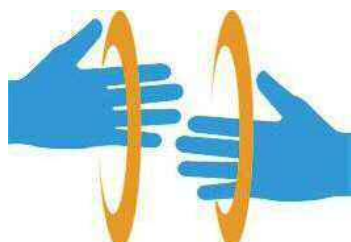
エレベーターへの誘導案内

■聴覚障害者等の利用に留意した対応

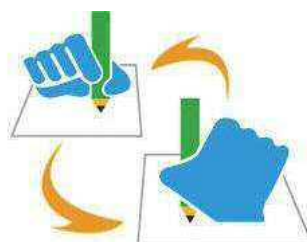
項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
聴覚障害者等の利用に留意した対応	基本的な事項 ・近年の技術の進歩に関する情報収集をしながら、通常時、非常時それぞれについて、聴覚障害者の情報保障やコミュニケーションを支援するための仕組みやツールを整える。(対話支援機器・ホール等での集団補聴機器、音声を文字情報に変換するツールの採用等)。 ・視覚的情報を提供可能な「電光掲示板」等の拡充を図る。 ・人的対応を行う窓口などに筆談ボードの設置を推進し、筆談が可能な旨を耳マークや筆談マークなどで掲示する。 個別の整備・留意事項 ・手話通訳が可能な体制を整えることが望ましい。手話対応が可能な場所では手話マークを掲示する。 ・券売機や駐車場、エレベーターなど、緊急時にインターホンで対応する設備について、聴覚障害者の利用に留意した対応を検討する。 ・トイレや会議室について、緊急事態がわかるフラッシュライトを設置することが望ましい。 ・火災時に視覚的に避難方向がわかるようフラッシュライト等で誘導することが望ましい。					



耳マーク



手話マーク



筆談マーク



対話支援機器

※耳マークは一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が利用と管理を進めているもの。

手話マーク・筆談マークは一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定し、普及を進めているもの。



窓口の待ち人数がわかる電光掲示板



緊急事態がわかるフラッシュライトと説明表示（トイレ）

■ 垂直移動設備

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
垂直移動設備	基本的な事項	・利用実態や目的に合わせた<u>十分な大きさ、基数</u>のエレベーターを確保する。 ・主要な動線から<u>大きなう回が生じない位置</u>にエレベーターを整備する。 ・障害者対応のエレベーター設備の導入を推進する。 →<u>障害者用押ボタン（開延長機能）、点字または浮彫ボタン、足元が確認できる鏡、聴覚障害者がコミュニケーションを図れるガラス窓、音声案内等の改善</u>等 ・弱視者等に配慮し、エレベーターホールは<u>適切な照度</u>を確保する。 ・階段は<u>両側に連続的に手すり</u>を設置し、行き先を示す<u>点字</u>を表示する。 ・階段は高齢者や視覚障害者等が段差を識別しやすいよう<u>段鼻を強調</u>する。				
		・スルー型エレベーターの開放方向を、よりわかりやすく案内する。 ・エレベーターの昇降方向を、よりわかりやすく案内する。 ・利用実態に合わせて障害者やベビーカー利用者などが<u>優先利用</u>できるエレベーターを確保し、利用ルール・マナーについて周知・啓発を図る。 ・池袋駅東口（明治通りの池袋駅側）において、<u>初終電対応のエレベーターの増設</u>を検討する。 ・停電時に避難動線となる階段については、非常用電源や蓄光テープの活用などにより、停電時の段の視認性を確保することが望ましい。 ・主要な動線となるエスカレーターは可能な限り<u>上りと下りの両方</u>を設けることが望ましい。 ・状況に応じ、垂直移動の補助となるエスカレーターの増設を検討する。 (豊島区・ISP 等)				



車椅子・ベビーカー優先エレベーター



踊り場まで連続した手すりや点字が設置された階段

■トイレ

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
トイレ全般	基本的な事項 ・利用実態に合わせた十分な個数の便房（一般・車椅子対応）を確保する。 ・車椅子使用者用トイレに利用が集中しないよう、一般便房にベビーカーでも入れる広めのブースやオストメイト対応設備、乳幼児用設備を設けるなど、機能分散を図る。 ・利用実態に合わせ、多様な性自認・性的指向の人や異性介助に配慮した男女共用トイレを確保することが望ましい。 ・聴覚障害者に非常時を知らせるフラッシュライト等を設置することが望ましい。 ・適切に維持管理を行うとともに、清潔を保ち、機能が損なわれないよう留意する。					
車椅子使用者用トイレ	個別の整備・留意事項 ・車椅子使用者が内部で転回したり、便器に近づくための十分な広さを確保し、便房内の設備が動線を阻害しないよう配置に留意する。 ・車椅子使用者でも開閉しやすく、出入りしやすい扉とする。（できるだけ自動扉とし、車椅子使用者が押しやすい位置にボタンを配置することが望ましい） ・車椅子使用者が利用しやすい便座の高さや洗面台の高さに留意する。 ・排泄や着替えの介助が可能な大型ベッドを設置することが望ましい。 ・便器洗浄ボタンや紙巻器などの位置を JIS S 0026 規格に合わせて統一することが望ましい。					
一般トイレ	留意事項 ・個々の便房はドアの開閉に不便を感じない、ゆったりとした大きさを確保することが望ましい。 ・各便房の空き状況が視覚的にわかるように留意する。 ・男女トイレそれぞれに乳幼児用設備を設ける（ベビーチェア、ベビーベッド、着替え台）。 ・利用実態に合わせ、子ども用トイレの設置を検討する。					



大型ベッドが設置された車椅子使用者用トイレ



一般トイレ内への乳幼児用設備の設置

■駐輪場・喫煙所・障害物

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
駐輪場	基本的な事項	・利用しやすい場所に 駐輪場 の設置を検討するとともに、 敷地内通路や周辺道路に駐輪されない ように利用者への啓発を行う。				
喫煙所		・歩行者等の安全確保を図るため、 喫煙所利用者マナーの啓発 に努める。				
路上障害物		・ 路上の障害物 （放置自転車、立て看板等）については、道路管理者、交通管理者、地元団体等の各関係者が 協働して撤去 する。				

■非常時対応

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
非常時対応	基本的な事項	・災害発生時などに、高齢者・障害者を含む多様な利用者が施設を利用することに留意し、設備や備蓄の確保、音声・文字・光等による情報提供、人的対応などの対策を検討する。				

■人的対応・心のバリアフリー

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
人的対応・心のバリアフリー	基本的な考え方	・障害の社会モデルの考え方を踏まえ、多様な利用者が安心して施設を利用できるソフト対策や人的対応のさらなる充実を図る。				
	個別の留意事項	・出入口から案内所までの視覚障害者誘導用ブロックを整備し、案内所からは人的サポートが受けられるなど、施設整備と人的対応が連動した誘導の仕組みを整える。 ・受付、窓口、案内所などに筆談具、老眼鏡、対話支援機器、コミュニケーションボードなどを導入し、利用者とのコミュニケーションが円滑にできるよう配慮するとともに、これらの支援機器があることをわかりやすく表示する。 ・各施設で利用者に接する一人ひとりが障害への理解を深めるとともに、利用者への適切な案内やサポートができるよう職員研修などを行う。 ・施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用、車椅子使用者用駐車場を利用しないなど）について、利用者への周知・啓発を行う。				



優先トイレの表示と一般トイレへの誘導案内

(2) 事業種別に固有の事項

■公共交通（旅客施設・車両）

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
券売機	個別の整備・留意事項	・ 蹴込み付き券売機 の整備を推進する。				
ホーム		・ ホームドア・可動式ホーム柵 の整備を推進する。				
停留場		・ 停留場ホームへのスロープの勾配を改善する。 ・ 固定式 ホーム柵 を設置する。				
バス車両		・ 車両のバリアフリー化を図る。				
タクシー		・ 福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進する。				

■道路・交通安全

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
歩車道境界の段差の構造	個別の整備・留意事項	・ 歩道と車道間の段差については、車椅子等使用者、視覚障害者等の全ての人が安全に移動し、また歩車道の境界を認識できる構造とする。 ・ 構造は、利用者（車椅子使用者、視覚障害者等）の意向を確認し、これを踏まえ検討する。 ・ 重点整備地区内では、一定の構造となるよう努める。				
交差点		・ 生活関連経路を構成する交差点においては、バリアフリー対応信号機を導入し、横断歩道には、エスコートゾーンの整備を推進する。 ・ 整備にあたっては、関係者（道路管理者及び交通管理者等）による十分な調整を図り、安全施設が十分に機能するように留意する。 ・ 防護柵等の道路施設及び信号機等の交差点設備の整備にあたっては、それぞれの機能を阻害しないよう、管理者間において十分な調整を図る。 ・ 既存施設で、連携が不十分なものについては、両者の調整により改善を図る。				



不統一な段差構造の解消

バリアフリー対応信号機の例

■都市公園

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
出入口	個別の整備・留意事項	・車両の進入を防止しつつ、 利用しやすい柵 （柵の間隔や配置等への配慮）を採用する。				
園路		・がたつきがなく、滑りにくい舗装にする。 ・公園内の各施設や、非常時の集合場所となる広場等までの連続したバリアフリー経路を確保する。				
その他の設備		・日陰となる場所やベンチ等の 休憩施設 を設置する。 ・車椅子使用者等が利用しやすい構造の 水飲み場 を設置する。				

■路外駐車場・建築物

項目	移動等円滑化の考え方					
対象事業者	公共交通	道路	交通安全	都市公園	路外駐車場	建築物
建築物（出入口）	個別の整備・留意事項	・ ガラス扉の衝突防止 対策を行う。 ・足ふきマットはつまずきにくいよう固定し、視覚障害者誘導用ブロックを覆わないよう留意する。				
通路		・主要な動線となる通路に手すりを設置し、点字表示による情報提供を行う。 ・主要な動線となる通路では、弱視者等に配慮し 適切な照度 を確保する。 ・商品などが通路を狭めたり、視覚障害者誘導用ブロックの利用の妨げとならないよう留意し、 テナント等への指導 を行う。				
窓口・案内所		・車椅子でも使用できる ローカウンター を設ける。 ・窓口には杖ホルダーを設けることが望ましい。				
駐車場・車寄せ		・ 車椅子使用者が利用しやすい （広いスペースの確保・出入口に近い・上屋の設置） 駐車場 を確保することが望ましい。 ・出入口付近に安全に乗降できる車寄せを確保することが望ましい。				
その他の設備		・ 授乳及びおむつ替え のできる場所を設けることが望ましい（お湯の提供やミルクを冷ます設備、男性も気兼ねなく利用できる配慮があると望ましい）。 ・利用者が 休憩できる場所 を確保することが望ましい。				



出入口に近い車椅子使用者用車寄せ おむつ替えもできる授乳室

休憩場所の確保

3) 特定事業及びその他の事業について

(1) 特定事業とは

特定事業は、生活関連施設及び生活関連経路におけるバリアフリー化を具体化するためのメニューです。障害者差別解消法においても、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための事前的改善措置として、バリアフリー法に基づくハード・ソフト両面の環境整備を推進することが期待されています。今後は、この事業メニューについて各事業者が特定事業計画を作成し、事業を計画的に実施していきます。

① 特定事業の区分

バリアフリー法において、特定事業は下記のとおり区分されます。

区分	内容	対象事業者
I. 公共交通 特定事業	・ 旅客施設内において実施する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業 ：エレベーター、エスカレーター等 ・ 上記に掲げる事業に伴う旅客施設の構造の変更に関する事業 ・ 特定車両（軌道車両、乗合バス）に関する移動等円滑化のために必要な事業 ：車両の低床化等	<鉄道事業者> ・ 東日本旅客鉄道(株) ・ 西武鉄道(株) ・ 東武鉄道(株) ・ 東京地下鉄(株) <軌道事業者> ・ 東京都交通局 <バス事業者> ・ 東京都交通局 ・ 東京バス協会 <タクシー事業者> ・ (公財)東京タクシーセンター
II. 道路特定 事業	・ 道路における移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業 ：歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等 ・ 移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業 ：歩道の拡幅、路面の構造の改善等	・ 東京都 第四建設事務所 ・ 豊島区 区道管理者 ・ 豊島区 環境保全課
III. 交通安全 特定事業	・ 移動等円滑化のために必要な信号機等の設置に関する事業 ：高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示等 ・ 移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業 ：違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等	・ 池袋警察署 ・ 目白警察署 ・ 巣鴨警察署
IV. 都市公園 特定事業	・ 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設※の整備に関する事業 ※特定公園施設：園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識	・ 豊島区 公園緑地課

区分	内容	対象事業者
V. 路外駐車場 特定事業	・ 特定路外駐車場※において実施する、移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業 ： 車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設等 ※特定路外駐車場：駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上で、駐車料金を徴収するもの	・ (株)池袋ショッピングパーク ・ 東武ビルマネジメント (株) ・ (株)サンシャインシティ
VI. 建築物 特定事業	・ 特別特定建築物※の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設※の整備に関する事業 ・ 特定建築物※（その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業 ※特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物で、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの ※特定建築物：多数のものが利用する政令で定める建築物又はその部分（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等） ※建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場等	<公共建築物> ・ 豊島区 施設管理者 ・ 東京都 施設管理者 <民間建築物> ・ (株)そごう・西武 ・ (株)東武百貨店 ・ (株)パルコ ・ (株)池袋ショッピングパーク ・ (株)サンシャインシティ ・ (株)ジェイアール東日本ビルディング ・ 豊島郵便局 ・ 東京建物(株) ・ ライズシティ 池袋全体管理組合 ・ アウルタワー全体管理組合
VII. その他の事業	・ 生活関連施設、生活関連経路に関する事業のうち、特定事業に該当しないもの ： 特定事業の対象とならない生活関連施設の整備 ： 生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備 ： サインによる情報提供の充実 等	・ 西武鉄道(株)

②実施予定期間

実施時期について、下記のとおり設定します。

【短期】：2 年以内（2020 年度まで）に実施する

【中期】：5 年以内に実施する

【長期】：関係者との協議・調整により、十分な事業内容の検討が必要機会をみて整備を検討する

【継続】：時期を問わず、事業期間を通して継続的に取り組む

(2) 特定事業及びその他の事業

各事業者別に特定事業及びその他の事業を示します。

① 公共交通特定事業

< 鉄道事業者 >

池袋駅（東日本旅客鉄道(株)）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 改修時に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。 ● 中央通路に面する改札口では、他事業者と混同しない案内方法等を検討する。			●	
③	聴覚障害者等対応	● 聴覚障害者の緊急時のコミュニケーションのため、人的対応の充実に努める。				●
④	垂直移動設備	● 東口での初終電対応エレベーター新設時の施工に対して協力する。 ● エレベーター新設時には、関係者との連携により、池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、案内誘導の充実に図る。			●	
⑤	券売機	● 各切符売場において、改修時等に合わせ蹴込みを設置する。			●	
⑥	ホーム	● ホームドアを設置する。※山手線は設置済み			●	
⑦	人的対応・心のバリアフリー	● 声かけ・サポート運動を実施する。				●
⑧	人的対応・心のバリアフリー	● バリアフリー対応マニュアルを配布・活用して社員教育を実施する。				●

池袋駅（西武鉄道（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づきサインを改善する。	●			
②	聴覚障害者等対応	● 聴覚障害者の緊急時のコミュニケーション方法を確保する。（券売機、トイレ）				●
③	聴覚障害者等対応	● 改札口に簡易筆談器を設置する。				●
④	垂直移動設備	● 各ホームへのエレベーターの設置、もしくは、関係者との連携により東口への初終電対応エレベーターの新設を検討する。 ● エレベーター新設時には、関係者との連携により、池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、案内誘導の充実を図る。			●	
⑤	人的対応・心のバリアフリー	● 駅係員の案内やサポート、声掛けなどの人的対応を充実する。				●
⑥	人的対応・心のバリアフリー	● 多様な利用者への接遇対応を充実するための社員研修を実施する。				●

池袋駅（東武鉄道（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 改修時等に合わせ、移動等円滑化の考え方及び公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、改修を検討する。		●		
②	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
③	サイン等の案内誘導	● 改修時等に合わせ、移動等円滑化の考え方及び公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、音声案内方法を検討する。 ● 中央通路に面する改札口では、他事業者と混同しない案内方法等を検討する。		●		
④	聴覚障害者等対応	● 改修時等に合わせ、緊急時にインターホンで対応する設備等の聴覚障害者対応を検討する。			●	
⑤	トイレ	● 多機能トイレに自動扉や大型ベッドの設置、男女それぞれの一般トイレにベビーチェアを設けるなど、移動等円滑化の考え方等を踏まえた改修を行う。（南口）	●			
⑥	ホーム	● ホームドアを設置する。 ※1～3 番ホームは設置済み	●			
⑦	人的対応・心のバリアフリー	● ポスター掲示等により、利用者への心のバリアフリーの普及啓発を行う。				●
⑧	人的対応・心のバリアフリー	● 多様な利用者への接遇対応を充実するための社員研修を実施する。				●

池袋駅（東京地下鉄（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 改修時等に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、有人改札への誘導を検討する。			●	
②	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
③	サイン等の案内誘導	● 周辺の地下通路出入口（上屋等）を利用し、エレベーターの位置案内を充実させる。 ● 出入口（上屋）を活用し、メトロ以外の路線案内の設置を検討する。（腰壁等） ● （タカセ前エレベーター地上部分）	●			
④	サイン等の案内誘導	● 改修時に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。（改札口、改札内外トイレ・エレベーター） ● 中央通路に面する改札口では、他事業者と混同しない案内方法等を検討する。		●		
⑤	サイン等の案内誘導	● 東口での初終電対応エレベーター新設時には、関係者との連携により、池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、案内誘導の充実を図る。			●	
⑥	聴覚障害者等対応	● 聴覚障害者の緊急時のコミュニケーションのため、人的対応の充実に努める。				●
⑦	トイレ	● 駅改良時等に合わせ、トイレ内通路に手すりを設置する。（丸ノ内線地下通路）			●	
⑧	券売機	● 改修時等に合わせ、蹴込みを設置する。	●			
⑨	人的対応・心のバリアフリー	● 注意喚起等により、視覚障害者の通行の妨げにならないよう、施設利用者に対して配慮を継続的に呼びかける。				●
⑩	人的対応・心のバリアフリー	● 多様なお客様への接遇対応を充実するための社員研修を実施する。				●
⑪	人的対応・心のバリアフリー	● サービス介助士資格の全駅社員取得を推進する。				●
⑫	人的対応・心のバリアフリー	● ポスター掲出等により、ヘルプマークの周知を行う。				●

東池袋駅（東京地下鉄（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 「当駅」の位置がわかりやすい路線図の作成を検討する。（券売機周辺）		●		
②	サイン等の案内誘導	● 緊急時に、音声や視覚情報による適切な情報提供を行う。				●
③	サイン等の案内誘導	● 移動等円滑化の考え方にに基づき、適切な音声・音響案内方法を検討する。		●		
④	サイン等の案内誘導	● ホームドアの両側での点字案内の設置を実施する。	●			
⑤	聴覚障害者等対応	● 当事者の意見を踏まえ、聴覚障害者とのより良いコミュニケーション方法を研究する。				●
⑥	垂直移動設備	● 都電との乗り換えのための、垂直移動の利便性向上を図る。（関係者との連携による地上⇄改札階のエレベーター増設）		●		
⑦	トイレ	● 子ども連れの利用者に対応する一般トイレの充実を図るとともに、健常者による多機能トイレの利用については、配慮を呼びかける。		● 機能充実		● 配慮 呼びかけ
⑧	券売機	● 改修時に合わせ、視覚障害者が利用しやすい券売機の設置を検討する。	●			
⑨	人的対応・心のバリアフリー	● 多様なお客様への接遇対応を充実するための社員研修を実施する。				●
⑩	人的対応・心のバリアフリー	● サービス介助士資格の全駅社員取得を推進する。				●
⑪	人的対応・心のバリアフリー	● ポスター掲出等により、ヘルプマークの周知を行う。				●

<軌道事業者>

東京さくらトラム（都電荒川線） 東池袋四丁目停留場、都電雑司ヶ谷停留場（東京都交通局）

No	項目	特定事業（案）	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	停留場（ホーム）	● 補助 81 号線の整備に合わせて新設する停留場ホームへの、固定式ホーム柵の設置を検討する。		●		
②	停留場（スロープ）	● 補助 81 号線の整備に合わせて新設する停留場のスロープを適切な勾配で設置する。		●		

＜バス事業者＞

バス（東京都交通局）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	停留所等	● 豊島区本庁舎へのアクセス向上を図るため、環状5の1号線整備の状況に合わせて、関係機関と調整を行う。			●	
②	人的対応・心のバリアフリー	● 運転手の接遇向上、機器操作の習熟について、研修等を通じて、今後とも継続的に取り組んでいく。				●
③	人的対応・心のバリアフリー	● ヘルプマークの配布、ポスター、ステッカーの掲示等により心のバリアフリーの普及啓発を行っていく。				●

バス（東京バス協会）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	車両	● ノンステップバスやワンステップバス等、誰にも乗り降りしやすいバス車両の導入を促進する。				●
②	ソフト対応	● 障害者団体との情報交換会等を通して、高齢者・障害者輸送の充実を図る。				●

タクシー（（公財）東京タクシーセンター）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	人的対応・心のバリアフリー	● バリアフリー対応・ユニバーサルドライバー研修を実施し、タクシー運転者のバリアフリー対応の充実を図る。				●

②道路特定事業

都道（東京都 第四建設事務所）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	歩車道境界の段差の構造	● 路面補修工事や既設歩車道境界ブロックの更新工事を実施する際には、関係者（区、利用者）と調整し、できる限り地区内で共通の構造等とする。（東急ハズ前交差点の交通島部分 他）	● ハズ前			●
②	路上障害物	● 関係者との連携により、放置自転車を取り締まる。				●
③	交差点	● 駅前広場前の交差点改良について、環状5の1号線地下道路の整備後、将来の交通量等を踏まえ検証し、区と連携の上検討する。			●	

区道（豊島区 区道管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 生活関連経路においては、道路改修時等に合わせ、誘導ブロックを計画的に敷設する。 （※平成26年拡大エリア）				●
②	視覚障害者誘導用ブロック	● 関係者と調整し、道路から歩道状空地や街区内通路、施設出入口等へのブロックの連続性を確保する。 （補助176号線）		●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 利用者の視点に立ち、適切な敷設方法を検討する。				●
④	視覚障害者誘導用ブロック	● 生活関連経路の誘導ブロックを継続的に維持管理する。				●
⑤	サイン等の案内誘導	● 現在地や主要目的地の位置情報をわかりやすく提供する。	●			
⑥	道路整備	● Hareza 池袋周辺道路の歩道を確保し、移動等円滑化の考え方に基づき整備を行う。	●			
⑦	道路整備	● 造幣局跡地周辺の歩道を確保し、移動等円滑化の考え方に基づき整備を行う。 （特別区道41-340、補助176号線）	●	●		
⑧	道路整備	● 無電柱化により歩行者の通行の安全を確保する。 （特別区道41-340、補助176号線）		●		
⑨	道路整備	● 池袋西口公園前の歩道やバス停付近（生活関連経路）は、ピンコロ舗装を改め、通行しやすい舗装に改善する。	● 一部		●	

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
⑩	道路整備	● 環状5の1号線の開通に合わせ、歩道拡幅を含めた大規模な改修を検討する。 (区役所本庁舎西側道路)			●	
⑪	道路整備	● 歩行者空間の拡大に努める。(東通り)			●	
⑫	道路整備	● 池袋副都心交通戦略に鑑み、自転車利用経路や自転車通行帯等の設置を検討する。 (グリーン大通り)			●	
⑬	歩車道段差	● 地区内で共通の構造となるよう努める。				●
⑭	歩車道段差	● 適切な段差構造となるよう努める。その際には、関係者と調整の上、地区内で共通の構造となるよう対応する。(東池袋中央公園前交差点周辺)			●	
⑮	路上障害物	● 交通管理者と連携し、安全対策を検討する。 (信号柱と横断歩道の位置の調整) (東急ハズ前交差点)			●	
⑯	路上障害物	● 関係者との連携により、路上の障害物(放置自転車、立て看板等)を取締まる。(土木管理課)				●
⑰	路上障害物	● 関係者との連携により、路上の放置自転車の撤去・移動を実施する。(土木管理課)				●
⑱	人的対応・心のバリアフリー (マナー啓発)	● 関係者との連携により、自転車利用者に歩行者への配慮を呼びかける(車道寄りの走行等)。 (グリーン大通り)				●
⑲	人的対応・心のバリアフリー (マナー啓発)	● 小中学校での交通安全教室、高齢者等を対象とした講習会、自転車安全利用キャンペーンなど、マナー啓発に努める。(土木管理課)				●
⑳	その他	● 整備の進捗に応じて、協議会(住民部会含む)等との意見交換や現地確認等を行い、可能な限りその後の整備に反映させていく。 (特別区道41-340、補助176号線)	●	●		

道路(豊島区 環境保全課)

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	路上喫煙者対策	● 路上喫煙の防止及び環境美化を図るため、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンを実施する。				●
②	路上喫煙者対策	● 巡回パトロール員により路上喫煙者への注意と指導を実施し、喫煙者マナーの啓発に努める。				●

③交通安全特定事業

池袋警察署、目白警察署、巣鴨警察署

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	交差点	● 生活関連経路において、バリアフリー対応信号機の設置を推進する。		●		
②	交差点	● 生活関連経路には、エスコートゾーンを設置する。		●		
③	交差点	● 横断歩道の距離を考慮し、誰もが安心して横断できるよう、適切な信号サイクルを検討する。 (明治通り・グリーン大通り・東池袋交差点)	●	●	●	継続検討・随時実施
④	交差点	● 音響用ボタンの位置がわかるよう音声案内装置(小型発信機と連携したシステム含む)の導入を検討する。(グリーン大通り) ● 音響用押しボタンの設置位置については、道路管理者と十分に連携を図る。	●	●	●	実施に向けて検討
⑤	交差点	● 利用者の妨げにならないよう、道路管理者(区)と調整の上、信号柱または柵を適切な位置に移設する。	●	●	●	継続検討・随時実施
⑥	路上障害物	● 関係者との連携により、路上の障害物(放置自転車、立て看板等)の取締りに努める。 (区と連携した合同パトロール、地元住民を交えた環境浄化パトロール等の実施)				●
⑦	自転車利用	● 関係者との連携により、自転車利用者に歩行者への配慮を呼びかける(車道寄りの走行等)。				●
⑧	自転車利用	● 児童・生徒及び地域住民を対象とした自転車マナー講習を実施し、啓発を行う。				●

④都市公園特定事業

中池袋公園（豊島区 公園緑地課）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 移動等円滑化の考え方や区民意見を反映し、Hareza 池袋の一部として多様な利用のされ方に配慮した公園を整備する。	●			
②	全体	● 都市公園移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例を踏まえ施設整備を行う。	●			
③	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
④	その他の設備	● 園内での滞在と移動のしやすさのバランスに留意し、需要に合った休憩スペースを確保する。	●			
⑤	人的対応・心のバリアフリー	● 指定管理者と協力し、賑わいと安全が両立した運営・維持管理を行う。				●

池袋西口公園（豊島区 公園緑地課）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 移動等円滑化の考え方や区民意見を反映し、多様な利用のされ方に配慮した公園を整備する。	●			
②	全体	● 都市公園移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
③	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
④	聴覚障害者等対応	● イベント時等の聴覚障害者への情報保障について、ステージ上スクリーンが有効に活用されるよう、イベント主催者等への働きかけを行う。				●
⑤	トイレ	● トイレ等の設備の維持管理に努める。				●
⑥	非常時対応	● ステージ上スクリーンを活用し、非常時の情報提供を行う。				●
⑦	その他の設備	● バリアフリー化された手洗い・水飲み場を設置する。	●			

（仮称）造幣局地区防災公園（豊島区 公園緑地課）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 都市公園移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 整備の進捗に応じて、協議会（住民部会含む）等との意見交換や現地確認等を行い、可能な限りその後の整備に反映させていく。	●	●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道状空地や街区内通路が生活関連経路に設定されていることを踏まえ、関係者と調整し、道路から通路、主要な公園施設等へのブロックの連続性を確保する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● バリアフリー情報の提供を検討する。（サインやパンフレット、マップ、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ等）	●			
⑤	非常時対応	● 災害発生時などに、高齢者・障害者を含む多様な利用者が施設を利用することに留意し、設備や備蓄の確保、音声・文字・光等による情報提供、人的対応などの対策を検討する。	●	●		

東池袋公園・東池袋中央公園・日の出町公園（豊島区 公園緑地課）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	トイレ	● 利用者の意見を踏まえ、必要な機能を検討し、改修時等に合わせ改良する。	●			
②	出入口	● 車両の進入を防止しつつ、利用しやすい柵（柵の間隔や配置等への配慮）への改修を検討する。		●		
③	園路	● 改修時等に合わせ勾配を解消するとともに、不要な段差の解消を検討する。（東池袋中央公園）		●		

⑤路外駐車場特定事業

池袋東口公共地下駐車場 ISP パーキング（(株) 池袋ショッピングパーク）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	垂直移動設備	● 将来的な駅前広場の改修等に合わせ、誰もが使いやすい垂直移動手段の確保に努める。			●	
②	人的対応・心のバリアフリー	● 心のバリアフリーに関する講習を適時実施する。				●

池袋西口都市計画公共地下駐車場（東武ビルマネジメント（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	垂直移動設備	● 運営時間を通して利用できる駐車場～地上間の垂直移動手段の確保に努める。			●	

サンシャインシティ駐車場（(株) サンシャインシティ）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● バスターミナル内の歩道のバス乗降部に誘導ブロック設置を検討する。	●			
②	駐車場	● 身障者専用スペースの増設（増設後 22 台）・思いやりスペース（33 台）の新設を行う。※実施済み。	●			

■その他関係する事項

- ・旧基本構想で位置づけた「駐車場と地上階を結ぶエレベーターの増設の検討」について、検討の結果、建築基準法上の制約のため実施不可能であり、改定基本構想への事業の位置づけは行わない。

⑥建築物特定事業

区有生活関連施設（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体・維持管理	● 建物や設備の改修時には、建築物特定施設及び案内誘導等について、基準に基づきバリアフリー化を図るとともに、維持管理に努める。				●

豊島区立中央図書館・点字図書館（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	トイレ	● 関係者との連携により、利用者の意見を踏まえた、多機能トイレの機能の更新を検討する。			●	

東池袋分庁舎（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 出入口及び建物内通路の誘導ブロックを黄色に変更する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 職員、常駐警備員による視覚障害者等の安全円滑な案内誘導を行う。				●

豊島区本庁舎（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 誘導ブロック等による安全円滑な誘導及びわかりやすいサインにより目的の場所への円滑な誘導を図る。			●	
②	垂直移動設備	● 視覚・聴覚障害者への誘導方法及び災害時等の情報提供の方法について検討する。（エレベーター） ※車椅子対応エレベーター設置済み			●	
③	垂直移動設備	● 安全で利用しやすく、かつ災害時避難を考慮した設備を検討する。（階段）			●	
④	トイレ	● 障害者や高齢者等、誰もがより利用しやすい設備を検討する。 ※多目的トイレ設置済み			●	

Hareza 池袋（芸術文化劇場）（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 新築にあたり、建築物移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道から施設内の案内設備まで、誘導ブロックを連続的に設置する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● 館内案内、エレベーター及び多目的トイレ等の設置位置を、サインやモニター等の視覚情報により適切に案内する。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● ウェブアクセシビリティに配慮したホームページでのバリアフリー情報や施設利用案内の提供を指定管理者が行う。	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 人的対応を行う窓口などに筆談ボードの設置を推進し、筆談が可能な旨を耳マークや筆談マークなどで掲示する。	●			
⑦	聴覚障害者等対応	● 手話通訳対応や情報提供装置（聴覚障害者対応）の設置を指定管理者に働きかける。				●
⑧	垂直移動設備	● エレベーターホールはLED照明を用い、適切な明るさを確保する。	●			
⑨	垂直移動設備	● 多様な利用者に配慮したエレベーターを設置する。（車椅子使用者用押ボタン、カメラ及び字幕表示の設置等）	●			
⑩	トイレ	● 利用実態に合わせて機能分散を図り、十分な個数・機能の便房を確保する。	●			
⑪	駐輪・障害物	● 公開空地や周辺道路に駐輪されないよう、対策や利用者への啓発を行う。				●
⑫	ホール	● 多様な障害のある利用者に柔軟に対応できるよう、可動式の座席やコンセント等の配置に留意する。	●			
⑬	人的対応・心のバリアフリー	● 区民センターと芸術文化劇場で連携し、多様な利用者に配慮した施設の運営や人的対応、非常時の対応等の体制を構築する。				●
⑭	人的対応・心のバリアフリー	● 障害への理解を深め、人的対応の充実を図る。（指定管理者による研修の充実等）				●

Hareza 池袋（区民センター）（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 新築にあたり、建築物移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道から施設内の案内設備まで、誘導ブロックを連続的に設置する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● 館内案内、エレベーター及び多目的トイレ等の設置位置を、サインやモニター等の視覚情報により適切に案内する。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● ウェブアクセシビリティに配慮したホームページでのバリアフリー情報や施設利用案内の提供を指定管理者が行う。	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 人的対応を行う窓口などに筆談ボードの設置を推進し、筆談が可能な旨を耳マークや筆談マークなどで掲示する。	●			
⑦	聴覚障害者等対応	● 手話通訳対応や情報提供装置（聴覚障害者対応）の設置を指定管理者に働きかける。				●
⑧	垂直移動設備	● エレベーターホールはLED照明を用い、適切な明るさを確保する。	●			
⑨	垂直移動設備	● 多様な利用者に配慮したエレベーターを設置する。（車椅子使用者用押ボタン、カメラ及び字幕表示の設置等）	●			
⑩	トイレ	● 利用実態に合わせて機能分散を図り、十分な個数・機能の便房を確保する。	●			
⑪	駐輪・障害物	● 公開空地や周辺道路に駐輪されないよう、対策や利用者への啓発を行う。				●
⑫	人的対応・心のバリアフリー	● 区民センターと芸術文化劇場で連携し、多様な利用者に配慮した施設の運営や人的対応、非常時の対応等の体制を構築する。				●
⑬	人的対応・心のバリアフリー	● 障害への理解を深め、人的対応の充実を図る。（指定管理者による研修の充実等）				●

池袋保健所仮庁舎（豊島区 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 建築物移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 整備の進捗に応じて、協議会（住民部会含む）等との意見交換や現地確認等を行い、可能な限りその後の整備に反映させていく。	●	●		
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道状空地や街区内通路が生活関連経路に設定されていることを踏まえ、関係者と調整し、道路から通路、施設出入口等へのブロックの連続性を確保する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● バブリックスペースには、外国人向けピクトサイン、点字案内板を設置する。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● バリアフリー情報の提供を検討する。（サインやパンフレット、マップ、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ等）	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 窓口に老眼鏡、筆談ボードを設置し、筆談ボード等があることをわかりやすく表示する。	●			
⑦	聴覚障害者等対応	● 難聴者向け会話支援機を設置する。	●			
⑧	垂直移動設備	● エレベーターには、点字盤、音声案内装置、同時通訳方式インターホンを設置する。	●			
⑨	トイレ	● 誰でもトイレは、オストメイトの方が利用できるよう整備する。	●			
⑩	駐輪場	● 利用しやすい場所に駐輪場の設置を検討するとともに、敷地内通路や周辺道路に駐輪されないよう、駐輪場の管理人を配置し利用者への啓発を行う。	●			●
⑪	その他の設備	● 授乳及びおむつ替えのできる場所を設ける（お湯の提供やミルクを冷ます設備、男性も気兼ねなく利用できる配慮）。	●			
⑫	その他の設備	● ベビーカー置場やキッズスペースを設け、健診に來所する母子の利便性を高める。	●			
⑬	人的対応・心のバリアフリー	● 2 Fフロアには案内人を配備し、多様な利用者のニーズに対応する。				●

都有生活関連施設（東京都 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体・維持管理	● 建物や設備の改修時には、建築物特定施設及び案内誘導等について、基準に基づき、必要に応じてバリアフリー化を図るとともに、維持管理に努める。				●

東京芸術劇場（東京都 施設管理者）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 誘導ブロックや音声、点字によるトイレへの位置案内の導入を検討する。		●		
②	サイン等の案内誘導	● 文字情報システムを活用した適切な情報提供を行う。				●
③	サイン等の案内誘導	● 点字表示のある手すりや音声案内装置の設置による目的地への適切な誘導に努める。		●		
④	垂直移動設備	● 誰もが安全で利用しやすい構造（ガラス窓等）への更新を検討する。			●	
⑤	トイレ	● オストメイト対応設備の設置を検討する。			●	
⑥	その他の設備	● 授乳及びオムツ替えのできる場所の維持管理に努める。 ● ベビーベッドやベビーチェアの維持管理に努める。				●

西武池袋本店（（株）そごう・西武）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 通路に面した各テナントに対し、商品陳列が誘導ブロックに接近しないよう、指導を徹底する。				●
②	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
③	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。		●		
④	サイン等の案内誘導	● 視覚障害者に、エレベーターの移動方向がわかるよう、音声案内の充実を図る。 ※オペレーターのご案内と一部のカゴ内での音声案内により対応している。		●		
⑤	垂直移動設備	● 関係者と連携し、東口での初終電対応エレベーターの新設を検討する。			●	
⑥	垂直移動設備	● 身障者対応エレベーターの導入を推進する。 ※一部身障者対応エレベーターに対応済み。		●		
⑦	人的対応・心のバリアフリー	● 高齢者、障害者等の店舗利用を支援する。				●

東武百貨店（（株）東武百貨店）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。			●	
③	サイン等の案内誘導	● 視覚障害者に、エレベーターの移動方向がわかるよう、音声案内の充実を図る。 ※販売員によるご案内と、一部のエレベーターカゴ内への音声案内装置の設置により対応している。			●	
④	垂直移動設備	● 身障者対応エレベーターの導入を推進する。 ※一部身障者対応エレベーターに対応済み。			●	
⑤	その他の設備	● 改装時等に合わせ、地下通路に接続する場所への休憩スペースの導入を検討する。			●	

東武ホープセンター（（株）東武百貨店）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づきサインを改善する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。			●	
③	出入口・垂直移動設備	● 関係者と調整の上、地上出入口階段の破損箇所の改修と、階段両側への手すり設置について検討する。			●	
④	その他の設備	● 改装時等に合わせ、地下通路に接続する場所への休憩スペースの導入を検討する。			●	

パルコ池袋店（（株）パルコ）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。			●	
②	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、移動等円滑化の考え方に基づき、音声案内方法を検討する。			●	
③	サイン等の案内誘導	● 施設更新時等に、視覚障害者に、エレベーターの移動方向がわかるよう、音声案内の充実を図る。 ※一部のカゴ内では、音声案内により対応している。			●	
④	垂直移動設備	● 施設更新時等に、身障者対応エレベーターの導入を推進する。 ※一部身障者対応エレベーターに対応済み。			●	

池袋ショッピングパーク（（株）池袋ショッピングパーク）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	サイン等の案内誘導	● 池袋ターミナル案内サインガイドラインに基づき、サインを改善する。	●			
②	サイン等の案内誘導	● 移動等円滑化の考え方に基づき、利用者の視点を踏まえながら、音声案内方法を検討する。 ※販売員のご案内により対応している。			●	
③	出入口	● 地下出入口（明治通り歩道上）の段差の解消を図る。			●	
④	出入口	● 将来的な駅前広場や駅の改修に合わせ、中央通路側出入口のスロープ構造の改修を検討する。			●	
⑤	人的対応・心のバリアフリー	● 心のバリアフリーに関する講習を適時実施する。				●

■その他関係する事項

- ・旧基本構想で位置づけた「既設階段へのエスカレーター設置の検討」について、検討の結果、設置は困難（テナントへの影響及び費用が過大）であり、改定基本構想への事業の位置づけは行わない。

サンシャインシティ（(株) サンシャインシティ）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体・維持管理	● 建物や設備の改修時には、基準に基づき、バリアフリー化を図るとともに、維持管理に努める。				●
②	視覚障害者誘導用ブロック	● 生活関連経路においては、移動等円滑化の考えに基づき、誘導ブロック等の敷設を検討する。 ※館内誘導ブロックについては車椅子・ベビーカー・幼児等への配慮も含めて今後継続して慎重に検討する。			●	
③	サイン等の案内誘導	● 誘導ブロック、音声・音響案内、誘導サインなどにより、案内所等への案内誘導を充実させるよう、検討する。 ※サインリニューアル基本方針を基に、ショッピングセンター（B1～4F）のサインをわかりやすく全面的に見直し済み。 ※館内誘導ブロックについては車椅子・ベビーカー・幼児等への配慮も含めて今後継続して慎重に検討する。			●	
④	サイン等の案内誘導	● バスターミナルの多機能トイレ（優先トイレ）改修時に、入口付近に点字案内の設置を検討する。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● 多機能トイレ（優先トイレ）やベビールーム等の設備内容や位置が見やすく、また理解しやすいリーフレットの作成を検討する。	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 防災センター窓口2か所に筆談用具等の設置を検討する。	●			
⑦	垂直移動設備	● お客様の垂直移動に配慮し、アルパ西側のエスカレーター1か所（2F・3F 上下）の延伸を検討する。	●			
⑧	垂直移動設備	● 弱視者等に配慮し、エスカレーターリニューアル時にステップの照度を上げ、適切な照度を保つよう検討する。※アルパ西入口1か所：実施済み。	●			
⑨	垂直移動設備	● B1 の階段部1か所について手すり及び段差表示の増設を検討する。	●			
⑩	トイレ	● 利用者の利便性に鑑み、多機能トイレ（優先トイレ）の機能を改修時のタイミングで更新する。 ※オストメイト対応、手すりの設置等	●	●	●	継続検討・随時実施
⑪	トイレ	● 子ども連れの利用者に対応して一般トイレの充実を図るとともに、健常者による多機能トイレ（優先トイレ）の利用について配慮を呼びかける。 ※今後も一般トイレの改修に合わせて個室の面積を広げる等機能の充実を検討する。	●	●	●	● 配慮呼びかけ 継続検討・随時実施
⑫	トイレ	● 利用者の利便性に鑑み、館内スペースへの多機能トイレ（優先トイレ）の増設を検討する。 ※一部実施済み。	●			
⑬	障害物等	● 外周部南側歩道の街路灯が歩行者等の妨げにならないように、安全対策を検討する。			●	

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
⑭	障害物等	● 外周部南側歩道について、定期的に警備員が巡回し、安全確保に努める。				●
⑮	非常時対応	● 震災時の避難場所や台風・大雪時の営業時間短縮等の情報を館内の電光掲示板等で提供することを検討する。		●		
⑯	出入口	● アルパ 1F 西出入口の間口を拡張する。※実施済み。	●			
⑰	通路	● リニューアルに伴い、商業ゾーンの主要通路の照度を上げることを検討する。 ※B1～2F は実施済み、残る 3F 検討。	●			
⑱	その他の設備	● 館内各ベビールームをリニューアル及び増設する。 ※B1 授乳室拡張・2F 授乳室の移設リニューアル・3F の授乳室の新設：実施済み。	●			
⑲	人的対応・心のバリアフリー	● 館内にある案内所（5 か所）等に老眼鏡、杖ホルダーの設置を検討する。	●			
⑳	人的対応・心のバリアフリー	● 貸出用車椅子の増台及び、持ち出し、返却場所について自由化を行う。※実施済み。	●			
㉑	人的対応・心のバリアフリー	● ベビーカー貸出し手続き等の簡略化を行う。 ※実施済み。	●			

■その他関係する事項

- ・多機能トイレについて、「多目的トイレ」から「優先トイレ」に名称の変更を実施済み。
- ・旧基本構想で位置づけた「外周部歩道切り下げ部分の適切な勾配への改修の検討」及び「外周部南歩道の適切な勾配への改修、もしくは適切な勾配のスロープ新設の検討」について、検討の結果、構造的改善は不可能であり、改定基本構想への事業の位置づけは行わない。

メトロポリタンプラザ（(株) ジェイアール東日本ビルディング）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 改修時等に合わせ、通路からエレベーターへの誘導ブロックの敷設（1 階、地下1 階）を検討する。			●	
②	人的対応・心のバリアフリー	● 優先エレベーターの利用者へのマナー啓発に努める。				●

豊島郵便局（豊島郵便局）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道から出入口まで、誘導ブロックの連続的な敷設を検討する。（南側出入口）	●			
②	サイン等の案内誘導	● 音声・音響案内による目的地への適切な誘導に努める。			●	
③	人的対応・心のバリアフリー	● 障害者用駐車スペースについて、一般利用者への配慮を呼びかける。				●

Hareza 池袋（オフィス棟シネマコンプレックス）（東京建物（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 新築にあたり、建築物移動等円滑化基準及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設整備を行う。	●			
②	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●			
③	視覚障害者誘導用ブロック	● 歩道から施設内の案内設備まで、誘導ブロックを連続的に設置する。	●			
④	サイン等の案内誘導	● 入居するテナントへ、館内案内、エレベーター及び多目的トイレの設置位置は、サインやモニター等の視覚情報により適切に案内することを検討するよう働きかける。	●			
⑤	サイン等の案内誘導	● 入居するテナントへ、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページでのバリアフリー情報や施設利用案内（アクセスやチケット購入方法等）の提供を働きかける。	●			
⑥	聴覚障害者等対応	● 入居するテナントへ、人的対応を行う窓口などに筆談ボードの設置を推進し、筆談が可能な旨を掲示等で対応をするよう働きかける。	●			
⑦	聴覚障害者等対応	● 入居するテナントへ、映画上映スケジュール等をモニターで案内し、円滑に安心して利用できるよう働きかける。	●			
⑧	垂直移動設備	● 入居するテナントへ、利用頻度の高いエレベーターホールは、その周辺の照度とのバランスに配慮した適切な明るさを確保するよう働きかける。	●			
⑨	垂直移動設備	● 多様な利用者に配慮したエレベーターを設置する。（車椅子使用者用ボタン、緊急時におけるモニターによる警報表示等）	●			
⑩	トイレ	● 客席数に適した個数のトイレの設置、ロビー階ごとの多目的トイレの設置、一般トイレ内の便房への手すりの設置をするよう入居するテナントへ働きかける。	●			
⑪	駐輪・障害物	● 公開空地に駐輪されないよう、対策や利用者への啓発を行う。				●
⑫	非常時対応	● 緊急時避難について、建物全体としての訓練を実施し、円滑な避難ができる体制づくりを推進する。				●
⑬	人的対応・心のバリアフリー	● 入居するテナントへ、お困りの方々の状況に応じた、サポート対応ができる施設運営体制づくりをめざすよう働きかける。				●
⑭	その他	● 入居するテナントへ、障がい者の方には鑑賞料金の割引制度を設け、利用しやすさに配慮するよう働きかける。				●

ライズシティ池袋（ライズシティ池袋全体管理組合）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 将来の改修時に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、誘導ブロックの仕様等の見直しを検討する。			●	
②	サイン等の案内誘導	● エレベーターへの案内について、移動等円滑化の考え方に基づき、関係者と連携してサイン等の案内誘導の改善策を検討する。			●	
③	垂直移動設備	● 将来の改修時に合わせ、エレベーターの機能の拡充について検討する。 ※身障者対応エレベーター導入済み			●	
④	垂直移動設備	● 地上から東池袋駅エレベーターまでの動線について、手すりの位置等、利用環境の改善策を検討する。			●	
⑤	通路	● 関係者との連携により、弱視者等にも配慮した地下通路の照明設備の適切な運用を検討する。		●		

アウルタワー（アウルタワー全体管理組合）

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	視覚障害者誘導用ブロック	● 将来の改修時に合わせ、移動等円滑化の考え方に基づき、誘導ブロックの仕様の見直しを検討する。 (地下及び地上の生活関連経路)			●	

※アウルタワーは区分所有建物のため、特定事業の実施には管理組合総会の承認等の手続きが必要となる。

⑦その他の事業

ビックリガード上空デッキ（西武鉄道（株））

No	項目	特定事業	実施時期			
			短期	中期	長期	継続
①	全体	● 池袋駅東西連絡通路（南デッキ）とダイヤゲートとを結び、池袋駅東西移動のバリアフリー化を実現するため、ビックリガード上空デッキの整備を行う。整備にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させる。	●			
②	全体	● 必要に応じ、整備完了後に協議会（住民部会含む）等による現地確認等を行い、必要な改善方策を可能な限り検討する。	●	●		
③	サイン等の案内誘導	● 関係者との連携により、近くの歩道等からわかりやすいエレベーターへの案内誘導を検討する。	●			
④	垂直移動設備	● 多様な利用者に配慮したエレベーターを設置する。（カメラ及びガラス窓の設置等）	●			
⑤	垂直移動設備	● 障害者やベビーカー利用者などが優先利用できるよう、利用ルール・マナーについて周知・啓発を図る。				●